

市民委員会資料

議案第 1 3 3 号 訴えの提起について

資料 訴えの提起について

経済労働局

平成 2 7 年 8 月 2 7 日

訴えの提起について

1 概要

川崎競輪場を借り上げて競輪事業を行っていた神奈川県競輪組合が平成26年度をもって撤退した。

撤退にあたり、本市は、※3市1組合の撤退問題の解決事例に倣い、神奈川県競輪組合に対し、撤退に伴う損害に係る解決一時金の請求を行った。

神奈川県競輪組合及び同組合解散後、構成団体である神奈川県、横浜市、横須賀市（以下「被告となるべき者ら」という。）は、解決一時金について支払う根拠がないと支払いを拒んでいるものである。

※3市1組合 ⇒ 鎌倉市、茅ヶ崎市、藤沢市の3市と神奈川県競輪組合で構成

2 本市の解決一時金に対する考え方

・本市は、3市1組合の撤退問題について、平塚市と鎌倉市における競輪事業撤退に係る訴訟の判決（横浜地方裁判所平成22年5月14日判決）を踏まえ、3市1組合と平成26年8月に和解している。

平成26年度をもって川崎競輪場から撤退した神奈川県競輪組合に対しても、3市1組合の撤退問題の解決事例に倣い、解決一時金を請求するものである。

・解決一時金の請求額 5,245万2,896円

$$\left[\begin{array}{c} \mathbf{2,622万6,448円} \\ \text{直近3箇年の川崎競輪場施設使用料を基に} \\ \text{算出した平均額} \end{array} \times 2\text{年} \right]$$

3 神奈川県競輪組合及び被告となるべき者らの解決一時金に対する考え方

・神奈川県競輪組合は、本市の解決一時金の請求に対して、支払う明確な根拠がないと回答している。

・神奈川県競輪組合解散後、被告となるべき者らは、本市の解決一時金の督促に対して、支払う法的根拠がないと回答している。

4 本市の対応

解決一時金については、本市と被告となるべき者らの考え方の相違点は明確であり、協議による解決は困難であるとの考えに至ったため、訴えの提起を行う。